

受付印

令和 年 月 日 法人番号

この申告の基礎となる修正・更正・再更正の決定による。 申告年月日

所在地 (ふりがな) 代表者氏名 (ふりがな) 経理責任者氏名

期末現在の資本金の額 (兆 十億 百万 千 円) 事業種目

期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額 (兆 十億 百万 千 円) 資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等

法人名 (ふりがな) 法人区分 イに掲げる法人 期末現在の額 (兆 十億 百万 千 円)

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税 特別法人事業税 の 申告書

摘要	課税標準	税率(100)	税額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	(兆 十億 百万 千 円)
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業						
所得金額総額 別表5⑳	⑳			試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
年400万円以下の金額	㉑		000	還付法人税額等の控除額	③	
年400万円を超え年800万円以下の金額	⑳		000	退職年金等積立金に係る法人税額	④	
年800万円を超える金額	㉑		000	課税標準となる法人税額 ①+②-③+④	⑤	000
計 ⑳+㉑+㉒	㉒		000	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑥	000
軽減税率不適用法人の金額	㉓		000	法人税額 (⑤又は⑥×100)	⑦	
付加価値額総額	㉔			道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧	
付加価値額	㉕		000	税額控除超過額相当額の加算額	⑨	
資本金等の額総額	㉖			外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩	
資本金等の額	㉗		000	外国の法人税等の額の控除額	⑪	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業						
収入金額総額	㉘			仮装経理に基づく法人税額控除額の控除額	⑫	
収入金額	㉙		000	差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫	⑬	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業						
所得金額総額 別表5㉚	㉚			既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	00
所得金額	㉛		000	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
付加価値額総額	㉜			この申告により納付すべき法人税割額 ⑬-⑭-⑮	⑯	00
付加価値額	㉝		000	算定期間において事務所等を有していた月数	⑰	月
資本金等の額総額	㉞			円× $\frac{17}{12}$	⑱	(兆 十億 百万 千 円)
資本金等の額	㉟		000	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	00
収入金額総額	㊱			この申告により納付すべき均等割額 ⑱-⑲	⑳	00
収入金額	㊲		000	この申告により納付すべき道府県民税額 ⑱+⑳	㉑	00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業						
付加価値額総額	㊳			⑳のうち見込納付額	㉒	
付加価値額	㊴		000	差引 ㉑-㉒	㉓	
資本金等の額総額	㊵			特別区分の課税標準額	㉔	000
資本金等の額	㊶		000	東場合都に申告する 同上的税額 ㉔×100	㉕	
収入金額総額	㊷			市町村分の課税標準額	㉖	000
収入金額	㊸		000	同上的税額 ㉖×100	㉗	
法第72条の2第1項第5号に掲げる事業						
合計事業税額 (㉚又は㉛)+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲	㉜		00	法人税の期末現在の資本金等の額		(兆 十億 百万 千 円)
事業税の特定寄附金税額控除額	㉝			法人税の当期の確定税額		
差引事業税額 ㉝-㉝-㉝	㉞		00	決算確定の日		
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㉟			解散の日		
法人税の所得金額 (法人税の明細書(別表4)の(52))	㊱			残余財産の最後の分配又は引渡しの日		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㊲			申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無 法人税 有・無	
還付請求中間納付額	㊳			法人税の申告書の種類	青色・その他	
資本金の額 (外貨)				この申告が中間申告の場合の計算期間		
資本準備金の額 (外貨)				翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無 有・無
資本剰余金の額 (外貨)				還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店	
前事業年度の法人区分				口座番号(普通・当座)		
					イに掲げる法人	

第六号様式(その3) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係) 「別紙十」

道府県民税

署名 関与税理士

(電話)

(特別法人事業税)

(事業税)

事業年度		・		・		法人名									
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業															
所得割	⑥4	兆	十億	百万	千	円	00								
付加価値割	⑥5	兆	十億	百万	千	円	00								
資本割	⑥6						00								
収入割	⑥7						00								
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業															
所得割	⑥8	兆	十億	百万	千	円	00								
付加価値割	⑥9	兆	十億	百万	千	円	00								
資本割	⑦0						00								
収入割	⑦1						00								
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業															
付加価値割	⑦2	兆	十億	百万	千	円	00								
収入割	⑦4						00								
資本割	⑦3	兆	十億	百万	千	円	00								
差引	⑦6														
⑩のうち見込納付額	⑦5														
<div style="border: 1px solid black; height: 100%; width: 100%;"></div>															
								仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	⑧6						
								差引特別法人事業税額 ⑧5-⑧6	⑧7						00
								既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	⑧8						00
								租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	⑧9						
								この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑧7-⑧8-⑧9	⑨0						00
								⑩のうち見込納付額	⑨1						
差引 ⑨0-⑨1	⑨2														